



令和6年度



さいたま市 SDGs 企業認証制度 認証企業募集のご案内

さいたま市SDGs企業認証制度とは？

持続可能な開発目標（SDGs）の理念を尊重し、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営活動を推進する市内企業を、本市が「さいたま市SDGs認証企業」として認証し、SDGsに取り組む市内企業の経営支援を行う制度です。

認証企業におけるSDGs経営の推進を支援することで、市内企業の持続可能な成長を後押しし、地域経済の発展や社会課題の解決を図ります。

認証のメリットは？

①さいたま市による企業PR支援

市報、プレスリリース、市ホームページ等による企業名、企業概要、SDGsの取組内容等の紹介を行うほか、認証企業の「SDGs取組事例集」を作成します。

②さいたま市SDGs企業コミュニティへの参加

SDGs経営に関する勉強会（経営者、従業員ともに参加可）を定期的を開催するほか、事例発表会やワークショップ等を、認証企業が希望するテーマに沿って実施し、各社のSDGsの取組を深化させる機会を提供します。

※年に1度は必ず参加をお願いしております。

③認証企業へのSDGs経営支援

認証企業からの要望に応じて、専門家派遣等による課題解決支援を行うほか、認証企業向けの制度融資である「さいたま市SDGs企業支援資金融資」を通じて、認証企業に対する金融支援を実施します。

認証を受けることにより、企業の認知度向上や従業員のモチベーションアップが期待でき、SDGs経営を通じた貴社の経営革新を図ることができます！

認証を受けるために

「SDGsチェックリスト」を活用して、自社におけるSDGsの取組状況の自己診断及び今後の目標設定をしてください。

さいたま市では、企業におけるSDGsの取組を「企業経営そのもの」と捉えており、企業が持続可能な経営を実践するうえで非常に重要な概念であると考えています。SDGsの達成につながる取組は、企業経営における身近なところにも多く潜んでおり、企業が行う事業そのものはもちろんのこと、普段から実践している従業員の労働環境整備、高齢者雇用の促進、省エネ活動など、多くの企業で日頃から取り組まれている内容も含まれます。

ぜひ「SDGsチェックリスト」を活用することで、SDGsの取組状況や強み、現状の課題、今後の目標等を明らかにし、SDGs経営にチャレンジしてください。

目標の設定に関して、さいたま市では、事業性をもった取組を実施することを推奨しています。（詳細は「さいたま市SDGs推進マニュアル」をご参照ください。）

なお、以下の認証基準を満たす企業を「さいたま市SDGs認証企業」として認証します。

※申請にあたっては、認証制度説明会への参加、または個別訪問による説明を受けた上での申請を推奨しております。申請にあたりご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【認証基準】

「SDGsチェックリスト」において、以下の基準全てを満たす企業を認証します。

・「マストSDGs」9項目の全てに該当

・「ベーシックSDGs」

従業員がいる法人及び個人事業主の場合

71項目のうち、36項目以上に該当（50%以上）

従業員がいない法人及び個人事業主の場合

51項目のうち、26項目以上に該当（50%以上）

・「チャレンジSDGs」

自社の企業理念等を記載し、その実現のための取組を3つ以上設定すること

うち1つ以上はビジネスを通じた社会（地域）課題の解決につながる取組であること

取組については、チャレンジSDGs取組確認シートを記載

※ただし、本市の附属機関「さいたま市SDGs企業認証審査会」での審査を経たうえで認証します。（自己診断結果が直ちに認証の可否を決定するものではありません。）

認証対象

さいたま市内に本社、本店、支店等の事業所があり、申請日現在において通常どおり事業を営んでいる企業、個人事業主又は中小企業組合等

認証手数料

無料（ただし、申請準備経費や応募説明会等の参加交通費等は、応募企業の自己負担です。）

応募方法



次の書類をメール、郵送又は持参で提出してください。

詳細は市ホームページをご確認ください。

	提出書類
1	申請書（様式第1号）
2	誓約書（様式第2号）
3	マストSDGs・ベーシックSDGs・チャレンジSDGs取組記入シート・取組確認シート（様式第3号） ※様式第3号は、提出方法を問わず <u>エクセルファイル</u> をメールでもご提出ください。
4	法人：登記事項証明書（現在事項全部証明書等） 個人事業主：開業届（控え） ※さいたま市内の営業拠点が支店登記されていない場合や、「開業届（控え）」がお手元にない場合は、直近事業年度の申告書や、法人市民税、個人市民税の納付領収書等で市内に事業所があることが確認できる書類をご提出ください。
5	法人：直近事業年度の「法人税申告書（別表一）」 個人事業主：直近の「所得税及び復興特別所得税の申告書（第一表）」 ※税務署の受付印があるもの。ただし、電子申告の場合は受信メールの写しをご提出ください。
6	会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの

※1～3の書式は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

申請から認証までの流れ

ステップ1：自社のSDGs取組状況の自己診断

マストSDGs、ベーシックSDGsを活用し、自社のSDGs取組状況を自己診断してください。

ステップ2：自社のSDGsの取組に係る目標設定（重要課題の設定）

自社のSDGsの取組に係る目標（重要課題）を設定し、その目標に関するKPIの設定及び自己評価等を行い、チャレンジSDGsのシートに記入してください。

ステップ3：市に書類を提出

ステップ1及びステップ2で作成したチェックリストを含む所定の書類を市に提出してください。
※市がチェックリストの内容の確認のため、電話や現地での確認を行う場合があります。

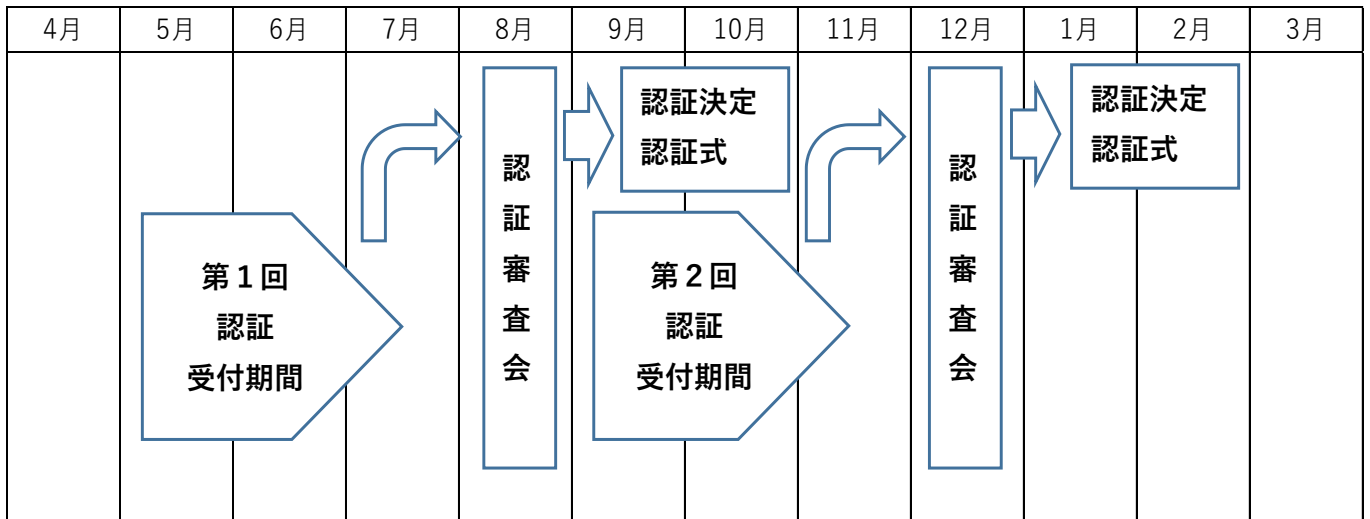
ステップ4：審査会による認証審査

市の附属機関である「さいたま市SDGs企業認証審査会」にて審査を行います。

ステップ5：審査結果通知等

さいたま市から申請企業に、審査結果を個別に通知いたします。その後、認証式を実施し、認証書を交付します。

認証までのスケジュール



※スケジュールは現時点での予定であり、都合により変更する場合があります。

※詳細は市ホームページをご確認ください。

認 証 期 間

認証を受けた日から4年を経過した日以後の最初の3月31日（令和11年3月31日）となります。
 認証の継続を希望する場合は、改めて更新の手続きを行っていただきます。

留 意 事 項

- ①提出された申請書類等は返却いたしません。
- ②応募資格を満たさない場合や虚偽の内容により応募した場合は、失格となります。また、認証後に判明した場合は、認証取消とします。
- ③申請いただくチェックリストの内容と取組状況の報告については、市ホームページにて公表させていただきます。
- ④認証期間中一度もSDGs企業コミュニティへ参加しなかった場合、更新ができないことがあります。
- ⑤認証制度にご申請いただいた場合には、市都市経営戦略部が実施する「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」の共同宣言を行ったものとして取り扱い、情報共有します。（賛同書の提出不要）

お 問 い 合 わ せ 先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市 経済局 商工観光部 経済政策課 支援係
 TEL：048-829-1362 FAX：048-829-1944
 メールアドレス：keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

この印刷物は1,000部作成し、1部あたりのコストは約10円です。